

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08\_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

全国交通安全運動推進要綱の早期情報提供等

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

春及び秋の全国交通安全運動推進要綱について、案段階で早期に情報提供を行うこと又は要綱決定時期を前倒しすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

全国交通安全運動推進要綱(以下「国要綱」)は、春は2月1日、秋は7月1日に中央交通安全対策会議交通対策本部において決定されており、県では本要綱をもとに県の要綱を県交通安全対策協議会において策定し、交通安全運動を実施している。

【支障事例】

例年の運動期間は、春は4月6日から15日、秋は9月21日から30日だが、地方独自の施策を実施する場合、国要綱の決定後に、その内容を踏まえて準備作業を行う必要があり、広報資材の作成や関係団体との調整などの一定期間を要する作業の時間的余裕がなく、担当職員の事務負担が大きい。

また、国要綱は毎年、全国的な交通事故情勢等を踏まえて運動重点等が変更されており、仮に都道府県において先行的に準備した場合も、後々になって国要綱の内容を踏まえた修正等の手戻りが発生する可能性があるなど、要綱発出前に準備を整えていくことは困難である。

【支障の解決策】

自治体担当者限りで現行よりも2週間程度早期に国要綱を案段階で提供する。又は国要綱の決定時期を前倒していただきたい。特に春は新年度の人事異動直後に交通安全運動を実施することとなり、関係機関との協議・調整が可能な期間が限られていることから、運動の準備と円滑な実施に向けて1月中旬までの情報提供を希望する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県・市町村の準備期間が確保されることで、地域の実態に即した施策を実施することができ、また関係団体への協力を依頼しやすくなることで、交通安全運動の効果的な広報ができる。

根拠法令等

全国交通安全運動推進要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、宮城県、ひたちなか市、川崎市、小牧市、山口県、徳島県、高知県、宮崎県

○特に自治体への回覧用チラシの作成及び配付には国の要綱決定から1か月弱しか期間がないため事務負担が大きい。

○当市では、実施要綱を策定し、運動に係る施策等を定めている。実施要綱の策定にあたっては、国の全国交通安全運動推進要綱(以下「国要綱」)策定後にその内容及び県の実施内容を踏まえて策定する必要がある。県においても、国要綱策定後にその内容を踏まえて実施内容等を定めているため、当市の実実施要綱策定までには、国要綱策定から一定期間を要する。そのため、関係機関との調整や会議資料の作成に時間的余裕がなく、担当職員の事務負担が大きい。

○今年度、春の国要綱では、日程について市町等からの問合せで「当該市町で運動に向けた準備のため、運動日程を早期に教えてほしい。」旨の申し立てはあった。

よって、要綱内容全てではなく、今春のように日程が例年と異なる場合は予鈴だけでもあると国から県、県から市町への対応がスムーズになると考える。

一方、案段階の資料を示されても、その内容が対策本部決定までに変更されるのであれば(例:重点内容が変わる等)、当該案は一人歩きする可能性があるため県担当者としては、決定を受けてからの資料を待ちたい。提案にあるように調整等作業については、日程がタイトで本県も担当者泣かせな一面(特に春要綱の決定は2月1日より遅れると困る)があり、内閣府担当者等のワークライフバランスも踏まえて決裁等を進めるにあたり、無理のない範囲で決定時期を前倒し出来るのであればそのように願いたい。

#### 各府省からの第1次回答

春及び秋の全国交通安全運動推進要綱は、「全国交通安全運動の推進に関する基本方針について」(平成12年12月26日中央交通安全対策会議決定)に基づき、実施の都度、中央交通安全対策会議交通対策本部において、例年、春は2月上旬、秋は7月上旬に決定している。

そもそも全国交通安全運動は、国民運動としてその趣旨をできるだけ浸透させ、交通安全意識の醸成と交通ルールの定着等を図るために最新の交通事故情勢を反映して実施すべき性格を有している。そのため、同推進要綱は、最新の交通事故情勢や前回の運動結果等を踏まえ、関係府省庁の協議、交通対策本部員の決裁手続等を経て決定しており、その期間を短縮することは困難である。

しかしながら、提案意見の趣旨を踏まえ、特に要望のある春の運動については、協議時期を早めるなどにより、決定の時期を1~2週間程度前倒しするよう努めてまいりたい。

なお、秋の運動については、前年の交通事故統計・分析結果を踏まえて要綱を作成するため、さらに前倒しすることは困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県・市町村における必要な準備期間の確保と運動の円滑な実施に向けて、国要綱の決定時期の前倒しに努めていただきたい。また、前倒しが困難な場合においても、担当レベルにおける案段階での早期の情報提供について検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

春及び秋の全国交通安全運動推進要綱は、最新の交通事故情勢や前回の運動結果等を踏まえ、関係府省庁の協議、交通対策本部員の決裁手続等を経て決定しており、その期間を短縮することは困難であるところ、提案意見の趣旨を踏まえ、特に要望のある春の運動については、協議時期を早めるなどにより、令和6年春の全国交通安全運動推進要綱から、決定の時期を1~2週間程度前倒しするよう努めてまいりたい。

しかしながら、秋の運動については、前年の交通事故統計・分析結果を踏まえて要綱を作成するため、決定を前倒しすることは困難である。

なお、案段階の要綱を事前に提供することについては、決定前では変更の可能性があるため、当該案がひとり歩き

し、案をもって県要綱等を作成することも否定できず、無用な混乱を招きかねないため、案段階の提供は困難である。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(2)交通安全対策基本法(昭45法110)

春の全国交通安全運動については、地方公共団体の負担軽減を図るため、令和6年から実施要綱の決定及び通知を可能な限り前倒しする。